

令和4年第11回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和4年10月14日
2. 開催日時 令和4年10月26日 午後1時45分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人
5. 出席委員
 - 1番 堤 透委員
 - 2番 高田 里美委員
 - 3番 古川 正敏委員
 - 5番 森 隆委員
 - 6番 浅野 隆士委員
 - 7番 林 鉄雄委員
 - 8番 岩田 好博委員
 - 9番 北村 一也委員
 - 10番 酒井 健詞委員
 - 11番 青木千恵子委員
 - 12番 高田 住代委員
 - 13番 岩田 重雄委員
 - 14番 松野 光彦委員
6. 欠席委員 4番 廣瀬 普委員
7. 本会議に職務のため出席した事務局職員
 - 事務局次長 佐藤 之則
 - 書記 玉置 公司
 - 書記 杉原 昌実
 - 書記 梅田 莉奈
8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

10. 審議の経過

(午後1時45分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第11回総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。先日10月19日令和4年度農業委員会会長と事務局長の合同会議に出席させていただきました。令和5年1月になるかと思われませんが、農業委員会の全体研修が岐阜市で開催されますので、改めて案内が来たときに皆様に書類をお配りしますので、ご参加をよろしくお願いいたします。それでは、本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、1番堤透委員、3番古川正敏委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について
令和4年9月13日から令和4年10月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」事務局に報告を求めます。
(事務局報告)
- 議 長 ただいま事務局から報告がありましたが、報告第16号番号10について、岩田重雄委員が関係者でありますので、退出をお願いします。
(岩田委員退出)
- 議 長 報告16号について、質疑等ありませんか。

- 北村委員 番号7の案件ですが、当初平成30年1月18日の5条届出が受理されて、実際に造成されたということであれば、この時点で地目変更できると思います。分筆して処理する必要がないかと考えていますが、どうなっていますか。
- 事務局 法務局で受理書を持って地目を変更し、分筆後の譲渡は可能ですが、今回は農地転用を取って造成された後、地目を宅地に変更せずに分筆を行ったので、譲渡を行うには再度、農地転用の申請を出し直して、受理後に地目を変更してから譲渡する必要があると法務局から意見がありました。
- 議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議長 長 岩田委員の入室を認めます。
- 議長 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議長 長 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議長 長 議案第37号番号1、議案第38号番号2について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 特にありません。よろしく申し上げます。
- 議長 長 林鉄雄委員ご意見ありますか。

○林 委員 継続の案件なので、問題ないと思います。

○議 長 議案第37号番号2について森隆委員ご意見ありますか。

○森 委員 特にありません。

○議 長 議案第38号番号1について古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特に問題はないと思います。

○議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は14時15分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第37号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第37号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第37号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第37号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第38号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第38号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 営農型太陽光発電の一時転用の期間についてですが、10年以内ではなく、3年以内の一時転用なのはなぜですか。前回の一時転用の更新なので、実績もありますし、事務の簡素化も兼ねて10年更新で良いかと思えます。もう一つ質問ですが、一時転用の支柱部分の地目の取り扱いはどうなりますか。
- 事務局 市街化区域では恒久転用、第2種、第3種農地は10年以内の一時転用が可能です。しかし、今回は農振農用地であるため基本3年以内の一時転用となっています。二つ目の質問についてですが、5条申請の対象で宅地に近い性質であるものの、課税上は農地の扱いになっていますので、農地であると認識しています。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第

39号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。
(農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議長 議案第39号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 2、3番の借り手の企業についてですが、全て使用貸借で年数が1年という契約になっているのか教えていただけますか。2つ目になります。8月から9月にかけての経営面積についてですが、8月時点の経営面積と8月の議案に上がった新規の利用権の面積を合わせても、9月時点での経営面積と合わないのですがどうしてでしょうか。

○事務局 相互合意で1年の使用貸借という計画で様子を見てみると企業側は話していました。2つ目の質問についてですが、農地の管理の費用が上がったことで、中途解約を希望する人が増えており、9月の議案に含まれる新たな利用権の面積を含んでも、それまで契約されていた農地が中途解約によって減少したので、経営面積が合わなくなったのではないかと考えられます。

○議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 これにて、瑞穂市農業委員会第11回総会を閉会いたします。